

# 新潟市 教育ビジョン

基本構想・基本計画



平成 18 年 3 月

新潟市教育委員会

# 新潟市が目指す政令指定都市の方向

《創造》

## 世界と共に育つ **日本海政令市**

- ・ 東アジアの持続的開発，平和共生に行動し貢献する都市
- ・ 地域から羽ばたき，世界で自己実現する市民が育つ都市
- ・ 地域の文化と価値観を磨き，世界に発信能力を持つ都市
- ・ 港，空港と高速交通体系を活かし国内外と交流する都市

## 共に育つ 政令市

《互惠》

## 大地と共に育つ **田園型政令市**

- ・ 生活者と農業者が互いに恵み合い食と花を発信する都市
- ・ 水と緑の環境を大切に，都市と田園が共存する都市
- ・ 限られた資源を有効活用し，循環型社会を切り拓く都市
- ・ 中心市街地と田園がスムーズに移動できる交通利便都市

《協働，安心・安全》

## 地域と共に育つ **分権型政令市**

- ・ コミュニティ力を活かして，市民と行政が協働する都市
- ・ 防災・防犯・保健福祉面で地域力が生きる安心安全都市
- ・ 学校と社会の「学びの場」が市民力により融合する都市
- ・ 地域主権の流れを先取りし，地域が自立し自律する都市

## 新潟市教育ビジョンの策定にあたって

本市は、平成17年の市町村合併を経て、古来から支え合ってきた湊町と田園が一体化し、81万人都市として生まれ変わりました。そして、それぞれの地域で暮らしてきた人同士が支え合い、学び合って「共に育つ」ことを大きな理念とし、平成19年4月の政令指定都市への移行を目指し、変貌を遂げつつあります。

一方、教育の分野では、義務教育の構造改革や特別支援教育の在り方などの議論とともに、地方分権の進展に向けた「三位一体の改革」など、自治体の主体性に基づく取組が求められてきました。本市においても、地域に開かれた安心で安全な学校づくり、教職員の意識改革や指導力の向上などが課題となっています。

こうした状況を踏まえ、平成16年度から、「政令市新潟」の教育が目指す方向と在り方を明確に示すために、「新潟市教育ビジョン」の策定を進めてまいりました。

このたび、「基本構想」において、長期的な基本目標と目指す方向を明らかにし、その考え方に基づく「基本計画」として、14の基本施策と63の施策を体系化したほか、ビジョンを具体化していくにあたり、基本計画策定後の3年間に重点的に取り組んでいく施策とそれぞれの方向を5つの「学びの扉」とともに示しました。

本ビジョンでは、学校、家庭、地域をはじめ、たくさんの力を結集し、協働で取り組んでいこうという「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」の考え方を重視しています。

今後は、本誌で示した「基本構想」「基本計画」に基づく「実施計画」を策定し、教育委員会や各学校が、施策の充実を図りながら、学校、家庭、地域を含めた社会全体の中で教育改革を進め、保護者・市民の信頼に添えていくことが重要であると考えています。

最後に、この教育ビジョンの策定にご協力いただきました市民の皆様及び関係各位に心から感謝申し上げますとともに、このビジョンの実現に向けて、市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願いいたします。

平成18年3月

新潟市教育委員会

教育長 佐藤 満夫

# 目 次

●はじめに	
1 教育ビジョン策定の目的	1
2 教育ビジョンの範囲	1
3 教育ビジョンの構成と計画期間	1
●基本構想	
1 基本目標	2
2 目指す方向	5
(1) 学校教育の方向	5
(2) 生涯学習の方向	7
(3) 教育行政の方向	8
●基本計画	
1 施策体系	10
2 基本計画一覧表	24
●平成18年度から20年度までの重点的な取組	29
○参考資料1 語句説明一覧表	39
○参考資料2 新潟市教育ビジョン策定体制	42
○参考資料3 新潟市教育ビジョン検討委員会策定経過	43
○参考資料4 新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱	45
○参考資料5 新潟市教育ビジョン検討委員会名簿	46

# はじめに

## 1 教育ビジョン策定の目的

わが国全体が、少子高齢化、グローバル化、高度情報化、地域主権の進展などと大きな時代の流れの中にあり、教育を取り巻く環境も大きく変化してきています。

教育の分野においては、家庭や地域における教育力の低下などが指摘される中で、青少年の規範意識や道徳心、自立心の低下とともに、学ぶ意欲や体力が低下しているといわれています。一方、心の豊かさや生きがいを求めて、市民の生涯学習に対する意識が高まり、活動が活発になっています。

新潟市は、平成17年の市町村合併を機に、それぞれの地域の文化と地域住民のもつ価値観を磨き、世界と共に育つ「日本海政令市」、水と緑の環境を大切に高次な都市機能と豊かな自然環境とが調和・共存し、大地と共に育つ「田園型政令市」、市民と行政が協働してまちづくりを進めながら、コミュニティ力を活かし、地域と共に育つ「分権型政令市」を目指しています。こうした新たな政令指定都市づくりの中で、地域の文化や伝統を活かして自らを高め、世界に発信する力を高めて自己実現を図っていく人材の育成に努めていく必要があります。

そこで、これから新潟市が目指すべき将来像を描く中で、次代の新潟を支え、世界にはばたく心豊かな子どもをはぐくみ、市民が学び育つ社会づくりのために本教育ビジョンを策定し、新潟市の教育の方向と在り方を明確にすることにしました。

## 2 教育ビジョンの範囲

教育委員会が現在所管している、市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護学校における教育と、幼児から高齢者までの生涯学習全般とします。

なお、文化行政、児童福祉、私学等、市長部局が所管している部門とも連携を図っていきます。

## 3 教育ビジョンの構成と計画期間

本教育ビジョンは、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

「基本構想」「基本計画」の策定は、平成16・17年度です。計画期間は、平成18年度から平成26年度までの9年間とします。

「実施計画」は、平成18年度に策定し、計画期間は、政令指定都市移行後の平成19年度から平成26年度までの8年間とします。

# 基本構想

## 1 基本目標

本教育ビジョンでは、以下の目標を掲げ、学校教育や生涯学習、教育行政における施策を展開します。

- 学力・体力に自信をもち、世界と共に生きる心豊かな子ども
- 生涯を通じて学び育つ、人間力あふれる新潟市民
- 自立した学びと開かれた学びを支援する学習環境

### ■ 学力・体力に自信をもち、世界と共に生きる心豊かな子ども

日本海側に位置する新潟市は、急速に発展する東アジアをはじめ世界と向き合い、広く世界の  
人々と相互理解を深め、世界と共に発展していく政令指定都市を目指しています。

その政令指定都市新潟で学び育つ子どもには、21世紀の国際社会の中で主体的に生き、未来  
の新潟市を担う役割を果たすことができる資質や能力が求められます。

国際社会の中で生き、未来の新潟市を担う子どもには、自分の住む新潟市の歴史や文化、伝統  
などに対する理解を深め、これらを愛する心が求められます。併せて、広い視野をもって異文化  
を理解し、異なる習慣や文化をもった人々と共に生きるための資質や能力の育成も重要になりま  
す。

そのために、一人ひとりの子どもが、確かな学力を身に付けるとともに、人間の活動の源であ  
り、学ぶ意欲やものごとを進める気力などにもつながる体力の向上、健康づくりに取り組み、自  
分のもつ能力や個性を磨き、自信をもって生きる力をはぐくむ教育を展開します。

また、自他の生命を尊重する心、立場や文化の違う人たちとも協調し他を思いやる心、美しい  
ものや自然に感動する心など豊かな心の育成を図る教育を推進します。

このように次代の政令指定都市新潟を担う人材として、また、国際社会の一員として、自覚と  
責任をもって生きることができる「学力・体力に自信をもち、世界と共に生きる心豊かな子ども」  
をはぐくむことを目指します。

## ■ 生涯を通じて学び育つ、人間力あふれる新潟市民

わが国は、少子高齢化、高度情報化、グローバル化、地域主権の進展など大きな時代の流れの中にあり、一人ひとりの価値観が多様化し、これからの新しい社会で求められる資質や能力などが高度化・多様化しています。

新潟市は、一人ひとりが自分の能力や個性などの優れた面を伸ばすとともに、互いに支え合い、学び合って共に育つことを基本として、新しい時代や社会の変化の中で創造性を発揮し、たくましく生きていくことのできる市民が育つことを大切にしていきます。

そのために、学びを学校だけで完結させるのではなく、生涯を通じて学ぶ姿勢をもち、生活していく上で必要な知識・技能や心豊かに暮らしていくための教養を身に付けたり、芸術・文化などにふれたりして、自らを向上させていくことができる学習の場と機会を提供します。

また、自分と他者を大切に、広い視野から積極的に他者や地域社会とのかかわりをもち、共に学び育ち、よりよい社会づくりのために貢献していく能力や、社会の中で一人の人間として、常に前向きな考え方をもち、自立して生きていくことのできる力といった人間力を身に付けることのできる施策や取組を進めます。

このように自分の能力に自信をもって多くの人と共生し、自らを高め、地域の伝統や文化を活かして特色ある地域や社会づくりに貢献し、地域の進むべき方向を選択・決定していくことができる「生涯を通じて学び育つ、人間力あふれる新潟市民」が育つよう支援します。

## ■ 自立した学びと開かれた学びを支援する学習環境

この基本目標で示す子どもをはぐくみ、新潟市民が学び育つためには、「自立した学び」と「開かれた学び」を実現することが必要です。

「自立した学び」とは、教える側が決めた学ぶ目標と方法で学んでいくだけではなく、学びを進める一人ひとりが、主体的に学ぶ目標を決め、目標に応じた学ぶ方法を選択し、自らの能力を生かし伸ばしていくという学びです。

このような「自立した学び」を実現するために、学校教育においては、それぞれの学校で自校や一人ひとりの子どもの実態を見つめ直し、そこから見えてくるよさを伸ばすとともに、課題を解決することができる教育活動を進めます。同様に家庭や地域で行われる教育においてもそれぞれの役割を再認識し、学びを進める側の実態に応じた取組を自主的に進めることのできる施策や取組を推進します。

また、「開かれた学び」とは、学校、家庭、地域、公民館・図書館等の教育機関などが、個々

に子育てや教育活動を進めていくだけではなく、それぞれが、信頼とパートナーシップに基づき、地域社会全体で子育てや教育活動を支え、担っていくことです。

この「開かれた学び」を推進していくために、地域や各学校がそれぞれ主体的な教育活動を進めることができるよう、市民が生涯学習や学校教育に参画しやすい環境を整備するとともに、地域の特色に対応したシステムづくりを進めます。

さらに、学校、家庭、公民館・図書館等の教育機関と市民、行政のもつ、それぞれの機能や役割分担に基づいて、地域で活動する市民や団体等も加えた多くの力を融合した協働事業を積極的に推進します。併せて、市民が生涯を通じて学習できる学びの場と社会の変化に対応した施設や設備、推進体制などの学習環境の整備に取り組みます。

また、「自立した学び」と「開かれた学び」を支える人材の育成のために、教育関係職員が、専門資格の取得や、自ら学ぶ力と指導力などを身に付け、市民感覚に富み豊かな人間関係をつくることのできる力量や人間性の向上を図ることのできる施策や取組を推進します。

このように「自立した学び」と「開かれた学び」を支援する学習環境をつくることで、幼児から高齢者までの市民一人ひとりの学習能力の向上を目指します。



## 2 目指す方向

本教育ビジョンでは、基本目標の実現に向けて、以下の学校教育、生涯学習、教育行政の方向を重視して教育施策を進めます。

### (1) 学校教育の方向

#### ① 自分の力に自信をもち、地域を誇れる子ども

確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力などの「生きる力」を備えた子どもの育成が求められています。新潟市は、学力とともに、健康や体力に自信をもち、互いの人格を尊重し、共に支え合う思いやりの心をはぐくむ「心のバリアフリー」を進めることができる子どもをはぐくみます。また、積極的に地域とかかわりをもって地域のよさを味わい、地域に誇りをもち、未来の新潟市を担うことのできる子どもをはぐくみます。

そのため、目的意識をもって学習に取り組むことや地域の歴史や文化を活かした学習、様々な体験活動、遊び・体力づくりなどに取り組みます。

#### ② 「授業力」「組織マネジメント力」「人間力」を備え、市民感覚に富んだ教師

子どもたちのよき理解者として、健やかな成長を支援し、保護者や地域の人たちから信頼される教職員となるためには、日々の研修・研鑽により資質・能力の向上に努める必要があります。また、学校・地域・保護者や関係機関、専門機関などとの協働を一層推進していくために必要な、市民としての感性や市民感覚に富んだ教職員が求められています。

そこで、年代や経験に応じて発揮される授業や学級経営に関する「授業力」や「組織マネジメント力」の伸長はもちろん、人間として魅力のある「人間力」を磨くことのできる研修プログラムの充実を進めます。

さらに、政令指定都市移行による教職員の任免権移譲を活かし、研修体制の見直しや評価システムの確立など教職員への支援制度、人事管理制度の整備等により教職員一人ひとりの資質や指導力の向上を目指します。

### ③ 学校間連携と外部の力を活かした学校づくり

今まで、学校教育は、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・養護学校がそれぞれ連携しながら、教育活動を進めてきました。しかし、小学校1年生で指摘されている小1プロブレムや中学校1年生で指摘されている中1ギャップなどの様々な問題が生まれ、進学時の支援体制の確立や学校間の連携がより一層求められています。特別支援教育についても、今まで以上に各学校間の連携の中できめ細かな取組を推進していく必要があります。

そこで、これからは、学校間の連携とともに、保護者や地域住民、地域のコミュニティ、関係機関や専門機関など外部の力と協働し、社会の変化に応じた学校改革や教育活動の改善を進めます。

さらに、子どもの成長の連続性を考慮した校種間・学校間連携などの施策を基に、新潟市における一貫教育に向けた基盤づくりを進めます。

### ④ 地域・保護者・学校が共に学校教育を考える参画型のシステムづくり

現在、学校には、子どもの実態や地域住民、保護者の考え、地域の特性などを踏まえ、地域に根ざした、個性ある教育活動を行うことが求められています。

学校と地域、保護者が融合し、関係機関などと連携・協力するとともに、教職員や子どもが地域に出かけて地域の中で活動したり、地域住民や地域課題解決活動に取り組む人々や保護者が学校に入ってきたりするという双方向からのかかわりができるシステムづくりを進めます。また、学校と地域住民が学校教育について議論できるシステム、子ども等からの声を取り上げるシステムづくりなど、よりよい学校教育をみんなで作り上げていく施策を進めます。



## (2) 生涯学習の方向

### ① 公民館をはじめ生涯学習・スポーツ施設を拠点として、市民一人ひとりが生涯にわたり学びを通して、生きがいもてる住みたいまちづくり

市民が生きがいをもてる住みよい、住みたい市民主体のまちづくり、また、地域のもつ固有の文化や歴史を大切にしながら、それぞれの独自性を生かした分権型政令指定都市にふさわしいまちづくりを推進するために、市民の生涯学習、スポーツ活動を振興する必要があります。

そのためには、地域ごとに住民にとって最も身近な学習拠点である公民館・図書館などの生涯学習施設やスポーツ施設の整備を進めるとともに、住民と行政との協働の視点から施設運営を進めます。また、今後、特に幼児から青少年、子育て後の世代、アクティブシニア世代の学習活動を支援するとともに、高齢者など経験豊かな市民のもつ技や力を活用し、協力してもらえるシステムづくりを進めます。

### ② 学校の中への地域活動の拠点づくりの推進

「開かれた学校づくり」が求められていますが、現状を見ると地域と学校が対等の位置関係になっていないともいわれています。

今後は、学校が地域の生涯学習施設としての役割や地域のスポーツ拠点施設としての役割を積極的に果たすためにも、学校は地域の一部であるとともに、地域全体が学校であるという視点をもつ必要があります。

そのためには、公民館にコーディネーション機能をもたせ、学校と地域を媒介する仕組みづくりを進めます。また、地域が一方向的に学校を支えるのではなく、地域住民の社会参加の場としての学校という視点から、学校の中に保護者や地域住民が活動する場所づくり、それらを担当する部署や窓口の設置を進めます。

### ③ 住民とパートナーシップをつくれる職員の資質の向上及び専門職員の資格取得と自ら学ぶ力の形成

生涯学習専門職員には、専門職としての資格を取ることはもちろん、コミュニケーション能力、感受性の強さ、鋭い洞察力、平常心を失わないなどの資質を備えることが必要です。また、市民の要求課題に応えるだけでなく、地域などの必要課題を見いだす能力や自ら学ぶ姿勢、さらに、市民とパートナーシップを結ぶことができる力量も必要です。

このような専門職員の育成のために、研修制度の確立や日常業務の中での力量形成のための取組を進めます。

### (3) 教育行政の方向

#### ① 生涯にわたる教育や学習に対するニーズと課題に対応する現場を重視した体制づくり

市民のおかれた立場や環境、もっている価値観の多様化が進んでいる現在、社会教育やスポーツ活動などの生涯学習、幼児教育・学校教育に対する市民のニーズも多様化しています。こうした中で、個々のニーズにきめ細かく対応できる現場重視を視点とした各種の施策や取組が求められます。

また、社会の大きな変化の中で、市民の生涯学習や幼児教育・学校教育を取り巻く課題も複雑化し、高度化してきています。複雑化、高度化してきている教育課題を解決していくためには、外部の力を導入するなど専門的な力によるきめ細かい支援等が求められます。

これからの新潟市の教育を市民と共に推進していくために、教育行政として、市民ニーズに対応するとともに、教育課題を適切に解決していくための体制づくりを進めます。

#### ② 学・社・民の融合による人づくり，地域づくり，学校づくり

最近の学校や地域で発生する問題は、ますます複雑化してきています。そのため、例えば、学校教育現場で発生する問題は、個々の学校だけで的確な状況把握や問題解決ができない場合も多く、家庭はもちろんのこと、地域の人々や関係機関、専門機関などとの協力や連携を必要とするケースが増えています。

一方、自らの学習の成果や経験を生かして、地域活動を行いながら地域の課題解決に積極的に取り組む市民や団体も増えています。

これからの新潟市の教育は、相互に足りない部分を補完しながら、互いに連絡を取り合ってものごとを行う「連携」から一歩進めて、互いの役割分担を前提とした上で、お互いが一体となってものごとを進める「融合」を基本としていきます。つまり、学校教育と社会教育、地域住民や地域課題解決に取り組む団体など民間とが融合する、「学・社・民の融合」による人づくり，地域づくり，学校づくりを教育行政として総合的に進めます。

※学・社・民の融合…学校教育と社会教育，地域住民や地域課題解決に取り組む団体など民間とが、一体となって教育活動を進めること。

### ③ 地域（区）の特色を磨き，伸ばす，学びと育ちへの支援

合併によって新たに生まれ変わった新潟市は，脈々と培われてきた特色ある地域（区）の伝統，歴史，風土等の文化に基づいた教育を地域（区）ごとのコミュニティを中心として展開していくことを大切にします。そのため，今後も地域の特色を開発したり，地域のもつ特色を一層伸ばしたりしていく必要があります。

また，社会教育やスポーツなどの生涯学習では，地域性や地域住民の願いなどに応じて，地域の中で自主的・自立的に展開されることが一層求められています。

一方，学校教育においては，学校の自主性を基に，保護者をはじめ市民と共に地域の特色を生かした教育の在り方を議論できる環境づくりに取り組む学校経営が求められています。

そこで，生涯学習や学校教育を通して，一人ひとりが主役として活躍でき，地域を愛し，地域を誇れる市民の実現に向けた支援を教育行政として進めます。



# 基本計画

## 1 施策体系

本教育ビジョンでは、以下の14の基本施策と63の施策から構成される、基本計画を策定しました。

### 基本施策1 確かな学力の向上

これからの社会を担う子どもには、知識や技能の習得に加えて、身の回りや社会に対する問題意識をもって自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの確かな学力を身に付けていくことが求められます。これらの力を子どもが身に付けることができるよう、学ぶ楽しさや学ぶ意義を伝えるための施策を総合的に推進し、子どもたちの学習意欲の向上を図ることを大切にします。また、基礎・基本を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力などを培う教育を推進するとともに、学習習慣の定着や読書活動の推進などを通して、一人ひとりの確かな学力の向上を図る施策を展開します。

#### 基本施策1 確かな学力の向上

##### 施策1-1 学ぶ目的意識をもち、将来の生き方を考える教育の推進

子どもが自分で学びの目的を設定し、学び続けることができるよう、将来の生き方や職業について考える教育を推進します。

##### 施策1-2 自ら学び自ら考える教育の推進

身に付けた基礎・基本を基に、自ら学び自ら考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力を育てるため、問題解決的・体験的な学習を重視した教育活動を推進します。

##### 施策1-3 基礎・基本を身に付ける教育の推進

一人ひとりの子どもが、確実に基礎・基本と思考力・判断力・表現力を身に付けることができるよう、子どもの実態を的確に把握し、個に応じたきめ細かな指導体制や支援体制の充実を進めます。

##### 施策1-4 学習習慣の定着と読書活動の推進

学校や家庭での学習習慣の定着や読書活動を推進することができるよう、家庭との連携を進めながら、支援体制の充実を図ります。

## 基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

これからの子どもに求められることは、確かな学力とともに、自らを律しつつ、他者と協調し、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな心と、たくましく生きるための健康や体力を身に付けることです。そのため、学校、家庭、地域が十分な連携を図りながら、精神的な自立や社会性をはぐくむための施策と、自らの健康に関心をもって体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健やかに生き抜く力をはぐくむ施策等を展開します。

### 基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

#### 施策2-1 いのちの教育・心の教育の推進

自他を尊重する心や豊かな人間性、社会性を身に付けるとともに、善悪の判断など社会のルールを守り、自信と誇りをもって生きることができる子どもをはぐくむ教育を進めます。

#### 施策2-2 体験活動・ボランティア活動の支援

豊かな心をはぐくむために、各種の体験活動やボランティア活動に取り組むことができるよう支援します。

#### 施策2-3 文化・芸術活動体験の推進

新潟市内の各地域がもつ文化資源の活用、優れた音楽や芸術等に触れる機会の提供などを通して、子どもの文化・芸術活動体験を推進します。

#### 施策2-4 いじめ・不登校への対応

いじめの根絶や不登校の減少に向けて、早期発見・早期対応のための体制と相談・支援体制を充実させます。

#### 施策2-5 非行等への対応

暴力行為や性の逸脱行動等の子どもの問題行動の解決のために、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となった取組や支援を行います。

#### 施策2-6 体力づくりの推進

学校と大学・家庭・地域とが連携し、運動の大切さを知り、楽しさを味わうことのできる環境を整え、子どもの健やかな体をはぐくみます。

### 施策2-7 健康づくりの推進

自らの健康に関心を持ち、健康の増進、病気の予防等と健やかに生きるための主体的な健康づくりができるよう支援します。

### 施策2-8 食育の推進

バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、望ましい食習慣を身に付けられるよう家庭と連携した食に関する指導を推進するとともに、学校給食を一層充実させます。

### 施策2-9 青少年の居場所づくり

青少年が、地域で気軽に立ち寄り、自由に集まることができる場を提供し、地域の人との語らいや交流などにより、自立心や社会規範を身に付け、自ら地域社会の構成員であることを自覚できる取組を進めます。

### 施策2-10 青少年の健全育成の推進

青少年が健やかに成長していくことができるよう家庭、学校、地域と連携を図りながら、青少年を取巻く環境や健全育成の場の支援体制を整備・充実させます。

## 基本施策3 世界と共に生きる力の育成

国際社会の中で子どもたちが世界と共に育つためには、自らが国際社会の一員であることを自覚し、国際社会に貢献しようとする意識とともに自らのアイデンティティの基礎となる郷土や日本固有の伝統や文化に対する理解を深め、愛着や誇りをもつことが大切です。その上で、世界の多様な文化に対する理解を深めていく必要があります。国際化の中で、自らの意思を表現できる資質を備えて外国人とのコミュニケーションが図られる能力を培うことや、世界を身近に感じ、諸外国の伝統・文化を尊重する態度を育成する教育を推進します。

### 基本施策3 世界と共に生きる力の育成

#### 施策3-1 地域学習の充実

自分の住む新潟市を語れる子どもをはぐくむため、地域の自然環境や文化財等を活用した学習、地域の歴史や文化、伝統などに関する調査活動や体験活動を通じた学習を充実させます。

#### 施策3-2 国際理解教育の充実

わが国の歴史や文化、伝統などに対する理解を深めるとともに、広い視野をもって異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人と共に生きていく資質や能力を育成する教育を充実させます。

#### 施策3-3 コミュニケーション能力の育成

諸外国の人々と互いの文化、習慣、価値観などを理解し合い、信頼関係を築いていくことができるよう、相手の考えにも充分耳を傾け、自分の考えをもち、相手に伝えていくことができる教育を充実させます。

#### 施策3-4 情報教育の充実

コンピュータやインターネットを中心に、情報活用能力の育成や情報モラルの向上を目指した教育を充実させます。

#### 施策3-5 環境教育の充実

自然環境や環境問題に対する関心をもつこと、環境保全活動に参加することなどができる教育を充実させます。

#### 施策3-6 海外帰国子女教育・外国人児童生徒への教育の推進

帰国子女・外国人児童生徒の学校生活への適応性の促進や日本語指導を行うとともに、それらの児童生徒のもつ知識や経験を生かす教育を進めます。

## 基本施策4 自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進

特別支援教育には、従来特殊教育が対象としてきた子どもだけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の子どもも含めた障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援が求められます。そのために、障害のある子どものライフステージを見据え、自立と社会参加ができる力をはぐくむために、乳幼児期から、一人ひとりの障害の状態及び発達段階や特性等を十分考慮した、きめ細かな教育を推進する必要があります。そこで、教職員が一人ひとりの障害に対する理解を深め、教育的ニーズを把握し、適切な教育を行うことができるよう、支援体制の整備、学校と関係諸機関との協働などを推進します。

### 基本施策4 自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進

#### 施策4-1 自立を目指す特別支援教育の推進

子ども一人ひとりのもつ可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基礎となる力をはぐくむ教育を進めます。

#### 施策4-2 特別支援教育のサポート体制の推進

特別支援教育推進のため、関係諸機関等と連携して、学校や教職員をサポートする支援体制を充実させます。

#### 施策4-3 市立養護学校のセンター的機能の充実

特別支援教育のセンター的機能を担う市立養護学校として、市立学校・園への各種の情報提供や指導の援助を充実させます。

#### 施策4-4 ノーマライゼーションの推進

障害のある子どもを地域の様々な活動の中に受け入れていくきっかけをつくとともに地域の人々との交流により、相互理解を深める活動を進めます。

## 基本施策5 校種間・学校間連携を活かした特色ある学校・園づくり

教育は、幼児期から児童期、青年期へと子どもの成長に伴って継続していく営みであり、幼稚園から高等学校までの校種間で、学習の方法や内容などについて連続性のある効率的な取組を行うなど、子どもの成長に応じた学校生活の環境を整えることが求められています。そこで、子どもの成長を長期的な視点（就学前と小学校の9年間、小・中学校の9年間、中学校・高等学校の6年間など）でとらえて教育活動を行うことで、学習や生活などに連続性をもたせ、子どもの成長に合わせた学びと育ちをつなぐ教育を推進します。

校種間連携…例えば、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携等、違う学校種間の連携  
学校間連携…例えば、小学校間、中学校間の連携等、主に同じ学校種間の連携

### 基本施策5 校種間・学校間連携を活かした特色ある学校・園づくり

#### 施策5-1 校種間連携の推進

教育課程や学習環境、学校生活に連続性をもたせる一貫教育を中学校区単位を基本として行うとともに、教員の学校種間の人事交流を進めます。

#### 施策5-2 学校間連携の推進

学校間連携により、学習に関する情報や地域情報などの交換を行うとともに、地域特性を生かした授業・諸活動の交流事業等を進めます。

#### 施策5-3 市立高等学校の改革

市立高等学校の在り方を見直し、生徒の多様な能力・適性、興味・関心、進路希望等に応じた魅力ある教育が展開されるよう改革を行います。

#### 施策5-4 幼児教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培うために、幼稚園・保育園・小学校との連携など総合的な就学前教育の在り方の検討と、個々の子どもの育ちを大切にしたい幼児教育の充実を目指します。

## 基本施策6 人権を守り共に支え合う社会の推進

だれもが人間として等しく尊重され、共に生きる喜びを実感できるように、性別、世代、障害の有無、国籍、習慣、文化、考え方などの様々な違いを認め合い、互いを尊重し、共生する社会をつくっていく努力が必要です。市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現を目指すため、人権問題に関する理解を深める教育や市民の社会参加と相互理解を図る活動を推進します。

### 基本施策6 人権を守り共に支え合う社会の推進

#### 施策6-1 人権教育・同和教育の推進

日常生活の中で市民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会を実現するための人権教育・同和教育を進めます。

#### 施策6-2 交流・体験活動の推進

地域社会の一員である様々な世代の市民、障害のある市民、外国人市民などが交流し合う活動を進めます。

## 基本施策7 家庭教育の充実と子育て支援

核家族化や地域における市民同士の交流やつながりの希薄化などから、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。生活様式や生活時間の変化に伴う子どもの基本的な生活習慣やモラルの形成などについては、学校教育だけでなく、家庭や地域の果たすべき役割が大きく叫ばれ、家庭教育の充実と子育て支援の充実が重要となってきています。子育て家庭への支援、家庭の役割や子育ての重要性の啓発、相談体制の充実を目的に施策を展開します。

### 基本施策7 家庭教育の充実と子育て支援

#### 施策7-1 家庭教育充実の支援

家庭の教育力の向上に向け、学校と家庭の連携推進、学校と幼稚園・保育園の連携推進、家庭教育に関する不安や疑問等に対応する相談体制の強化などの支援に取り組めます。

#### 施策7-2 子育て支援の充実

家庭においてよりよい教育や子育てが行われるための支援活動、子育てに関する保護者の不安や疑問等に対応する相談体制を充実させます。

## 基本施策8 生涯を通じて学び育つ学習機会の充実

生涯学習社会の中にあって、市民が生き生きと暮らしていくためには、変化する社会や市民の学習ニーズに対応した、生涯にわたって主体的に学習を進めていけるような学習機会の充実を図っていく必要があります。そのために、多様化、高度化する市民の学習ニーズや課題を的確に把握し、ニーズや課題、各世代にきめ細かな対応のできる学習システムやメニューを提供し、学びを支援していきます。また、地域の特性を生かした学習活動の促進や、学習を通して得た知識や経験を自己実現や社会参加に結び付けることのできる環境づくりなどを進めます。

### 基本施策8 生涯を通じて学び育つ学習機会の充実

#### 施策8-1 主体的な学習を支えるシステムづくり

市民が、いつでも手軽に参加できる学習の場の確保をはじめ、主体的に学習活動ができる環境づくり、大学との連携による学習機会の提供、様々な学習情報の提供などを行います。

#### 施策8-2 学び育つ各世代への支援

市民のニーズや課題に応えられる学習機会の提供、学習で得た知識や経験等の成果を還元する場の拡充などの支援を行います。

#### 施策8-3 地域における生涯学習活動への支援

地域の特性を生かした学習活動の促進や、市民が地域活動等に参画していくための主体的な学習活動ができる研修や組織づくりを支援します。

## 基本施策9 まちづくりに生かす生涯スポーツの推進

スポーツは、現代社会において、豊かで活力に満ちた社会の形成や市民の健康の維持・増進のために不可欠なものであり、市民のニーズに的確に対応した取組が求められています。地域社会や学校等とも連携しながら、市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、だれとでもスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、取組を進めます。

### 基本施策9 まちづくりに生かす生涯スポーツの推進

#### 施策9-1 生涯にわたるスポーツ活動の推進

幼児から高齢者まで幅広い市民のスポーツニーズに対応し、市民が主体的に日常生活の中にスポーツを取り込んでいけるようなスポーツ環境の整備を進めます。

#### 施策9-2 競技力の向上

競技力向上のため、小・中・高校生を主体にした一貫指導体制を競技団体や関係組織と連携しながら充実させ、将来的展望に立ったスポーツ環境の整備を促進します。

#### 施策9-3 みる機会・交流機会の拡大

スポーツをみることで得る感動と興奮を家族・職場・地域等で共通の話題として共有し、家族の触れ合いや地域の交流により、健康で豊かな生活を生み出す取組を行います。

#### 施策9-4 住民主体のスポーツを支える組織の構築

市民の健康維持・増進と地域のつながり・連携を図るため、地域住民で構成された地区スポーツ振興会の充実を図るとともに、スポーツ情報のネットワーク化を進めます。

## 基本施策10 学・社・民の融合による人づくり,地域づくり,学校づくり

地域コミュニティの力をつけ、市民と行政が協働する自立度の高い分権型のまちづくりを目指し、学校、家庭、地域、公民館等の教育機関が、信頼とパートナーシップに基づいて地域社会全体で教育活動を支え、担っていくことが求められています。そのため、学校教育や社会教育と地域住民、地域課題解決に取り組む団体など民間との融合（学・社・民の融合）を進め、地域特有の教育資源の活用や人材との協働事業の推進、保護者や地域住民等が教育活動や学校・生涯学習施設運営に参画しやすい環境づくりなどができる施策を展開します。

### 基本施策10 学・社・民の融合による人づくり,地域づくり,学校づくり

#### 施策10-1 地域と共に歩む学校づくりの推進

学校が、今まで以上に地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を進めます。

#### 施策10-2 広報広聴活動の推進

学校と地域、行政等が一層連携した取組を行うために各々のニーズや課題、教育資源などについて理解し合い、協働できる取組を進めます。

#### 施策10-3 学校・地域・NPO等の協働の推進

子どもや地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開し、未来を担う地域人としての子どもの育成するために学校・家庭・地域・NPO等が一体となった協働事業を進めます。

#### 施策10-4 高等教育機関及び企業等との連携促進

高度化・複雑化する教育ニーズや課題について、専門的な見地から解決策等の検討を行うことができるよう教育支援体制を推進します。

#### 施策10-5 子ども・保護者・地域住民の学校運営への参画

子ども・保護者・地域住民の教育に対する意見を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校運営への参画を進めます。

#### 施策10-6 市民の生涯学習施設運営への参画

市民の生涯学習に対する意見を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、生涯学習施設運営への参画を進めます。

### 施策10-7 区単位での教育支援体制の整備

多様化する市民ニーズ等に対応するため、学校や生涯学習施設など実際に学習を進める場により近いところや市民にとってより身近なところで教育に対する総合的な対応ができる体制を整備します。

## 基本施策11 子どもの安全確保と学校・園の安全管理

近年、地震や風水害などの自然災害をはじめ、学校への外部侵入者による殺傷事件や登下校中における不審者の出没、児童・生徒に対する誘拐など、学校現場を取り巻く事故や事件が多発しています。そのため、自然災害時や事件・事故発生時の迅速かつ適切な対応と、事件・事故等の発生を未然に防ぐための対応ができる危機管理体制の整備を図り、子どもの安全確保と学校・園の安全管理を保護者や地域住民と連携して推進します。

## 基本施策11 子どもの安全確保と学校・園の安全管理

### 施策11-1 保護者や地域と連携した安全対策の推進

校内や通学路における子どもの安全対策や防犯対策を、保護者や地域住民との連携、警察など関係機関との連携を強化して進めます。

### 施策11-2 安全教育の充実

子ども一人ひとりに自分を大切に、自分の身は自分で守る力の育成を図ることができるよう、発達段階に応じた安全教育を充実させます。

### 施策11-3 安全な学校施設

子どもの安全を守るため、学校を取り巻く環境にも配慮した学校施設をつくれます。

## 基本施策12 学校教育・生涯学習環境の整備

社会の変化に伴い、学校教育は、学習内容や指導方法が変化しており、生涯学習では、学習内容や活動に対するニーズも多様化しています。これらの変化に対応できる学校施設の設備や、市民の学習活動を支援する場の整備・充実が求められています。また、学校施設は、子どもの学習施設としての役割のほかに、地域資源の一つとして、コミュニティの核としての役割も担うことができるように整備・充実をしていく必要があります。このようなことを踏まえ、子どもたちや市民にとって快適に利用できる施設・設備の整備を行います。

### 基本施策12 学校教育・生涯学習環境の整備

#### 施策12-1 効果的な指導を支援する施設設備の整備

少人数指導、ITや図書館を活用した指導など効果的な指導を実施するための学校施設設備の整備を進めます。

#### 施策12-2 コミュニティの拠点としての学校整備

子どもたちだけでなく、地域住民や保護者などにとっても利用しやすいコミュニティの拠点として学校施設の整備を進めます。

#### 施策12-3 学校施設の整備

より安全で快適な教育環境を目指し、長期的な視野に立った計画的な改築・耐震補強・老朽改造を行い、学校施設の整備を進めます。

#### 施策12-4 公民館・図書館を核としたネットワークづくり

全市の拠点として公民館、図書館の整備を進めるとともに、地域特性を生かした公民館、図書館の再編整備を進めます。

## 基本施策13 市民に信頼される教育関係職員の育成

地域住民や保護者、子どもから信頼される教育関係職員であり続けるためには、自ら学び続け、自らを鍛え、専門性を身に付け、市民や子どもの良き理解者となり、健やかな成長を支えることができる資質や能力を向上させていくことが求められます。また、市民感覚を備えて、だれとでもパートナーシップを結ぶことができる資質も求められています。そのため、教育関係職員が効果的に資質や能力を向上できる環境の整備や支援体制を整えるとともに、もてる力を十分に発揮できる施策を展開します。

### 基本施策13 市民に信頼される教育関係職員の育成

#### 施策13-1 教育関係職員の研修プログラムの充実

研修プログラムの再編成や新設、自発的な研修に対する支援、研修に取り組める環境の整備などを行い、教育関係職員の研修を充実させ、力量形成を進めます。

#### 施策13-2 教職員への支援体制の充実

教職員の資質向上に対するニーズや課題に応えるための研修や相談等に対する支援を、高等教育機関や専門機関等と連携して充実させます。

#### 施策13-3 信頼される教職員の採用・登用

子どもの健やかな成長を支え、地域住民や保護者、子どもから信頼される教職員の採用、管理職の登用を進めます。

#### 施策13-4 教育関係職員の人事管理の適正化

優秀で多様な能力をもった教育関係職員を確保・育成していくために、教育関係職員の人事管理の適正化を進めます。

## 基本施策14 ニーズと課題に応える教育行政の推進

教育行政を効果的に推進していくためには、教育行政を取り巻く社会情勢や教育現場でかかえる課題等を、行政と学校、家庭、地域が共通認識し、課題解決に向けてそれぞれの役割を明確にするとともに、お互いが連携しながら対応していくことが求められます。そのために、多様化する市民のニーズと高度化する教育課題に、効果的・効率的にきめ細かく対応する施策の展開と適切な事業評価等を実施して、教育ビジョンの進行管理を行い、教育行政の推進体制の整備・充実を進めます。

### 基本施策14 ニーズと課題に応える教育行政の推進

#### 施策14-1 教育情報の収集と発信

教育情報や特色ある取組を実践している学校・園等の教育活動の様子などを地域や市立学校・園へ積極的に発信したり、教育委員会の意見聴取機能を充実させたりします。

#### 施策14-2 学校を支援する新たなシステムづくり

保護者や地域の信頼に応え、学校が主体的に教育活動を展開できるよう、学校の機能を高める新たなシステムづくりを進めます。

#### 施策14-3 多様な教育の機会・支援体制の整備

様々な理由により支援が必要な子どもに、家庭環境や学習能力などに応じた教育・支援を受けることができる体制や相談機能を整備します。

#### 施策14-4 学校の適正配置

教育効果の向上と教育環境の整備を図る目的で適正な学校規模等について検討し、小・中学校等の適正な配置を進めます。

#### 施策14-5 効率的な執行体制の整備

教育委員会と市長部局との役割分担を検討し、教育行政の効率的な執行体制の整備を進めます。

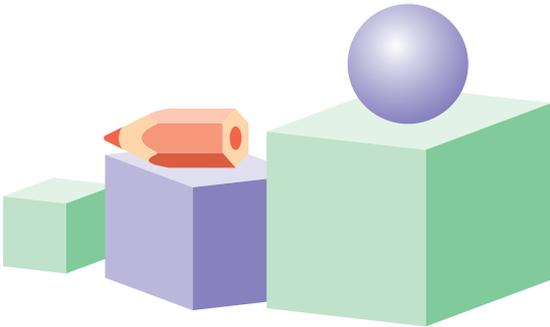
#### 施策14-6 教育施策に対する評価の充実

教育に対するニーズや課題に必要なとされる資源を確保し、有効に活用しながら最大の効果が得られるよう、優先順位や施策の効果等を随時見極め、様々な角度から評価・検証を実施して教育ビジョンの進行管理を行います。

## 2 基本計画一覧表

基本施策（施策の柱）		施 策	
1	確かな学力の向上	1-1	学ぶ目的意識をもち、将来の生き方を考える教育の推進
		1-2	自ら学び自ら考える教育の推進
		1-3	基礎・基本を身に付ける教育の推進
		1-4	学習習慣の定着と読書活動の推進
2	豊かな心と健やかな体の育成	2-1	いのちの教育・心の教育の推進
		2-2	体験活動・ボランティア活動の支援
		2-3	文化・芸術活動体験の推進
		2-4	いじめ・不登校への対応
		2-5	非行等への対応
		2-6	体力づくりの推進
		2-7	健康づくりの推進
		2-8	食育の推進
		2-9	青少年の居場所づくり
		2-10	青少年の健全育成の推進
3	世界と共に生きる力の育成	3-1	地域学習の充実
		3-2	国際理解教育の充実
		3-3	コミュニケーション能力の育成
		3-4	情報教育の充実
		3-5	環境教育の充実
		3-6	海外帰国子女教育・外国人児童生徒への教育の推進
4	自立と社会参加を目指した特別支援教育の推進	4-1	自立を目指す特別支援教育の推進
		4-2	特別支援教育のサポート体制の推進
		4-3	市立養護学校のセンター的機能の充実
		4-4	ノーマライゼーションの推進
5	校種間・学校間連携を活かした特色ある学校・園づくりの推進	5-1	校種間連携の推進
		5-2	学校間連携の推進
		5-3	市立高等学校の改革
		5-4	幼児教育の充実
6	人権を守り共に支え合う社会の推進	6-1	人権教育・同和教育の推進
		6-2	交流・体験活動の推進
7	家庭教育の充実と子育て支援	7-1	家庭教育充実の支援
		7-2	子育て支援の充実
8	生涯を通じて学び育つ学習機会の充実	8-1	主体的な学習を支えるシステムづくり
		8-2	学び育つ各世代への支援
		8-3	地域における生涯学習活動への支援

基本施策（施策の柱）		施 策	
9	まちづくりに生かす生涯スポーツの推進	9-1	生涯にわたるスポーツ活動の推進
		9-2	競技力の向上
		9-3	みる機会・交流機会の拡大
		9-4	住民主体のスポーツを支える組織の構築
10	学・社・民の融合による人づくり，地域づくり，学校づくり	10-1	地域と共に歩む学校づくりの推進
		10-2	広報広聴活動の推進
		10-3	学校・地域・NPO等の協働の推進
		10-4	高等教育機関及び企業等との連携促進
		10-5	子ども・保護者・地域住民の学校運営への参画
		10-6	市民の生涯学習施設運営への参画
		10-7	区単位での教育支援体制の整備
11	子どもの安全確保と学校・園の安全管理	11-1	保護者や地域と連携した安全対策の推進
		11-2	安全教育の充実
		11-3	安全な学校施設
12	学校教育・生涯学習環境の整備	12-1	効果的な指導を支援する施設設備の整備
		12-2	コミュニティの拠点としての学校整備
		12-3	学校施設の整備
		12-4	公民館・図書館を核としたネットワークづくり
13	市民に信頼される教育関係職員の育成	13-1	教育関係職員の研修プログラムの充実
		13-2	教職員への支援体制の充実
		13-3	信頼される教職員の採用・登用
		13-4	教育関係職員の人事管理の適正化
14	ニーズと課題に応える教育行政の推進	14-1	教育情報の収集と発信
		14-2	学校を支援する新たなシステムづくり
		14-3	多様な教育の機会・支援体制の整備
		14-4	学校の適正配置
		14-5	効率的な執行体制の整備
		14-6	教育施策に対する評価の充実



**平成18年度から20年度までの重点的な取組**  
5つの「学びの扉」が政令市新潟の新しい教育を創ります



# 平成18年度から20年度までの重点的な取組

## 5つの「学びの扉」が政令市新潟の新しい教育を創ります

新潟市は、政令指定都市への移行を目指す中で、それぞれの地域の文化と地域住民のもつ価値観を大切にするとともに、市民と行政が協働してまちづくりを進めながら、コミュニティの力を生かし、地域と共に育つことを大切にしています。

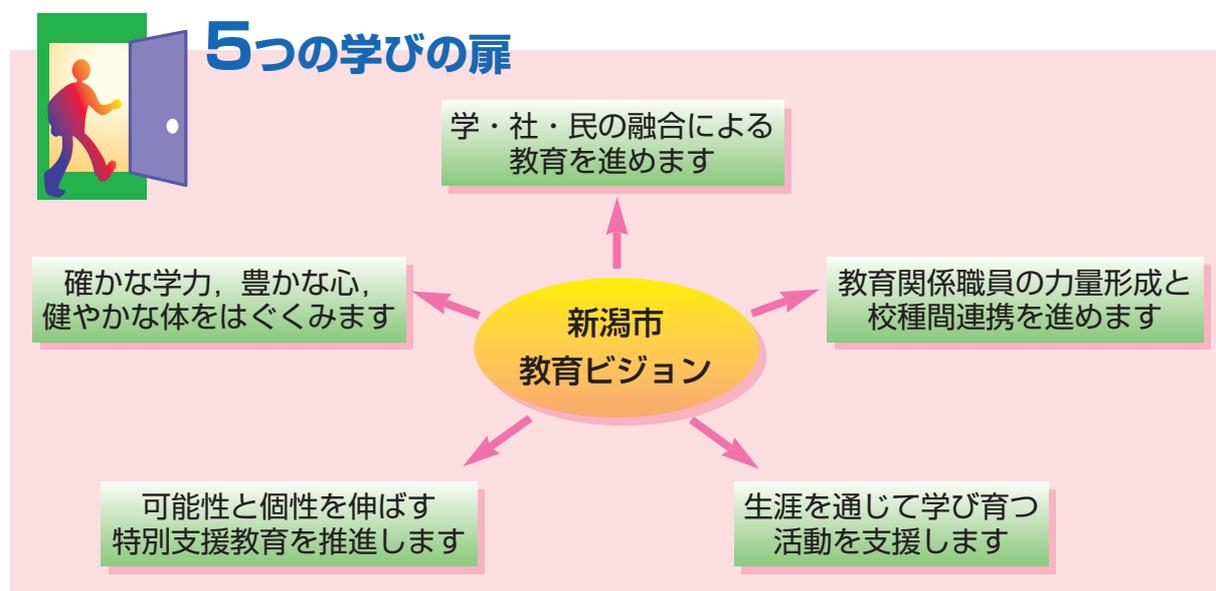
本教育ビジョンでは、政令市新潟の教育を進めるにあたり、学校、家庭、地域、地域の問題解決に取り組む団体、高等教育機関や専門機関、企業などたくさんの力を結集し、協働で取り組んでいこうという「学・社・民の融合」の考え方を重視するとともに、学びを進める一人ひとりが、主体的に学ぶ目的を決め能力を伸ばす「自立した学び」と、地域社会全体で教育活動を支えていく「開かれた学び」を実現していくことを目指しています。

この教育ビジョンに基づいた施策展開のキーワードとなる「学・社・民の融合」と「自立した学び」「開かれた学び」を具体化していくことが、コミュニティの力を生かした市民と行政の協働につながると考えます。

そこで、この「学・社・民の融合」「自立した学び」「開かれた学び」を具体化していくため、平成18年度から20年度まで（基本計画策定後の3年間）の重点的な取組として、5つの「学びの扉」を設定しました。

5つの「学びの扉」には、それぞれ、平成18年度から20年度までに重点的に進める「施策」を示しました。

12の施策について、それぞれの方向を表記しました。表記にあたり、新規事業として取り組むことについては、**新規**マークで示しました。また、既存事業の内容や方法を見直し、強化・拡充することについては、**拡充**マークで示しました。





## 学・社・民の融合による教育を進めます

### 地域と共に歩む学校づくりの推進

学校が、今まで以上に地域に開かれ、地域と共に歩むことができるように学校と社会教育施設、地域の様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を推進し、学・社・民の融合による教育を進めます。

**新規** 学校支援ボランティアを組織し、各学校を支援します。

**新規** 地域教育コーディネーターを配置します。

**拡充** 地域活動の場としての学校づくりを進めます。

- ・学校で行われる教育活動や子どもの安全管理など子どもを取り巻く様々な活動を支援するボランティアを組織し、技能や持ち味を生かして活躍する場をつくります。
- ・学校教育と社会教育を結んだり、学校教育や社会教育と、地域住民や地域課題解決に取り組む団体等民間との融合を進めたりする地域教育コーディネーターを配置します。
- ・地域の財産である学校施設を地域に開放するとともに、地域で子どもを育てる教育力の醸成を図るなど、地域に開かれた学校づくりを進めます。

### 保護者や地域と連携した安全対策の推進

校内や通学路における子どもの安全対策や防犯対策を、保護者や地域住民との連携、警察など関係機関との連携を強化して推進します。

**拡充** 保護者や地域の人と連携した校内・登下校の子どもの安全確保を推進します。

- ・子どもが、校内や登下校時などで、事件や事故に遭わないよう、安全対策や防犯対策を保護者や地域住民、警察などの関係機関と連携を強化し、地域全体で子どもの安全を確保します。
- ・校区安全マップや子ども110番の家などを活用し、地域や学校の実態に対応した、安全確保を進めるよう支援します。



## 確かな学力, 豊かな心, 健やかな体をはぐくみます

### 学習習慣の定着と読書活動の推進

学校や家庭での学習習慣の定着や読書活動を推進することができるよう、家庭との連携を進めながら、支援体制の充実を図ります。

**拡充** 学校や家庭での学習習慣の定着と読書活動の推進に向けた啓発活動を行います。

- ・ 学力・生活意識実態調査を基に、学習習慣の有効な定着方法を明示します。
- ・ 教職員と保護者を対象に地区別教育フォーラムの実施など、学校と家庭の連携による学習習慣の定着に向けた取組を支援します。
- ・ 幼児期からの家庭における読書活動推進に向けた取組を支援します。
- ・ 公立図書館と学校図書館との連携を強化するとともに、学校司書・司書教諭と学校支援ボランティアなどを中心とした子どもの読書活動の推進に向けた支援を行います。

### 体験活動・ボランティア活動の支援

各種の体験活動やボランティア活動に取り組むことができるよう支援し、子どもの豊かな心をはぐくみます。

**拡充** 学校や公民館等での、体験活動やボランティア活動を積極的に支援します。

- ・ 子どもが、豊かな心をはぐくむことができる自然体験活動や地域活動、ボランティア活動に自発的に取り組むことができるよう、学校と共に支援します。
- ・ 地域住民や民間団体等との協働事業も含めて、子どもの豊かな心をはぐくむことができるよう公民館等での集団活動・生活体験活動や子どもボランティア活動を積極的に支援します。

## 体力づくりの推進

学校と大学・家庭・地域とが連携し、運動の大切さを知り、楽しさを味わうことのできる環境を整え、子どもの健やかな体をはぐくみます。

**新規** 家庭や地域，大学との連携による，遊びや生活習慣とも関連させた幼児期からの体力づくりに取り組みます。

**拡充** 地区のスポーツ振興会で「遊び」や「運動」に取り組みます。

- ・ 大学との連携で，市内の子どもの体力づくりについて研究し，取組を進めます。
- ・ 家庭との連携・協力により，遊び，食事，睡眠などの観点から生活習慣を見直し，体力づくりに取り組みます。
- ・ 幼児から，遊びの中で体を動かす楽しさを体験したり，運動や体を動かした遊びに取り組んだりすることのできる環境づくりに取り組みます。
- ・ 中学生の体力づくりを体育の授業や部活動の見直し・改善を通して進めます。
- ・ 各地区で活動している地域に密着したスポーツ振興会において，学校等との連携も図りながら子どもを対象にした「遊び」や「運動」に取り組み，体力づくりを進めます。

## 食育の推進

バランスのよい食事や正しい食事マナー，食物の大切さなどを理解し，望ましい食習慣を身に付けられるよう家庭と連携した食に関する指導を推進するとともに，学校給食の一層の充実に努めます。

**拡充** 食に関する指導を推進します。

**新規** 子どもの健全な食生活確立に向けた家庭との連携を進めます。

- ・ 栄養職員や給食主任などの学校関係者と教育委員会が共同で編集した，「食に関する手引書」を活用した指導を実践し，指導事例集を作成します。
- ・ 親子料理教室や食育ミニフォーラムなどを通し，自分の健康を考え，食を選択する能力を身に付けることができるよう学校と家庭の連携した取組を行います。

## 学ぶ目的意識をもち、将来の生き方を考える教育の推進

子どもが自分で学びの目的を設定し、学び続けることができるよう、将来の生き方や職業について考える教育を推進し、確かな学力の向上を図ります。

**新規** 小学校から高校までの「キャリア教育」のカリキュラムを開発するとともに、キャリア教育コーディネーターを養成します。

- ・ 小学校から高校までの「キャリア教育」の指導計画を作成します。
- ・ 教員の中から、「キャリア教育コーディネーター」を養成します。
- ・ 小学校から、発達段階に応じて、将来の生き方や職業について考える教育を行います。
- ・ 地域や企業等との連携により、職業体験などを積極的にとり入れた教育を進めます。

「キャリア教育」…「望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」のことで、次の4つの力（①人間関係形成能力 ②情報活用能力 ③将来設計能力 ④意思決定能力）の発達を促します。



## 可能性と個性を伸ばす特別支援教育を推進します

### 特別支援教育のサポート体制の推進

特別支援教育の推進にあたり、学校や教職員をサポートしていくための支援体制を充実し、発達障害に対するきめ細かな支援を進めます。

**新規** 「特別支援教育センター」と「発達障害専門家チーム」をつくります。

- ・ 教育委員会（総合教育センターや教育相談センターとの連携も含む）の中に、市立学校・園の特別支援教育コーディネーターを支援・指導する「特別支援教育センター」を設置するとともに、市立学校・園とのネットワーク化を進めます。
- ・ 学識経験者や医師、臨床心理士等も含めた、「発達障害専門家チーム」を設置し、学校や保護者に対して相談・アドバイスをを行います。
- ・ 教育委員会と各地区の拠点校が、各学校に対して、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症など発達障害のある子どもや同じ学級で学ぶ子どもへのきめ細かな相談・指導等を行います。



## 生涯を通じて学び育つ活動を支援します

### 学び育つ各世代への支援

市民のニーズや課題に応えられる学習機会の提供、学習で得た知識や経験等の成果を還元する場の拡充など、生涯を通じて学び育つ活動を支援します。

**新規** アクティブシニア世代の活動の場づくりを行います。

**拡充** 地域の情報拠点としての図書館づくりを進めます。

- ・各種ボランティア講座など、アクティブシニア世代が、自ら学ぶ機会を充実させるとともに地域人材登録制度を創設するなど、その豊富な経験を活かして社会で活躍できる場をつくります。
- ・中央図書館に、図書館コンシェルジュやレファレンスサービス専任職員を配置し、市民の様々な調査・相談に応えるとともに、子どもや青少年、ビジネス支援、郷土資料などの各コーナーを設け、あらゆる年齢層への学習を支援します。

アクティブシニア世代…いわゆる団塊の世代を中心とした自分なりの価値観を大切にす世代。

コンシェルジュ……………ホテルの接客係・案内係で、宿泊客のよろず相談承り係だが、ホテル以外にもコンシェルジュの名前で専任者を置くことが増えている。

レファレンス……………利用者の必要な情報や文献を探して、調べ物の手伝いをするサービス。



## 教育関係職員の力量形成と校種間連携を進めます

### 信頼される教職員の採用・登用

子どもの健やかな成長を支え、地域住民や保護者、子どもから信頼される教職員の採用、管理職の登用を推進します。

**新規** 権限移譲による任免権の活用を行います。

- ・政令指定都市移行による、教職員の任免権の移譲を活かし、新潟市独自の方法で、子どもの健やかな成長を支え、市民に信頼される教職員の採用や管理職の登用を行います。

## 教育関係職員の研修プログラムの充実

研修プログラムの再編成や新設，自発的な研修に対する支援，研修に取り組める環境の整備などにより，教育関係職員の研修を充実させ，力量形成を進めます。

**拡充** 教職員のライフステージや教育課題に応じた研修を行います。

**新規** 教育関係職員の職場を超えた研修を行います。

- ・ 教職員の経験や教育課題に応じた学習指導や生徒指導などの研修を計画的に行い，指導力の向上を進めます。
- ・ 校内研修の充実に向けたプログラム開発などの支援を行います。
- ・ 市総合教育センターなど研修環境の整備を進めます。
- ・ 教職員が生涯学習施設で派遣研修や生涯学習関係職員との共同研修を行ったり，生涯学習関係の職員が学校で派遣研修や共同研修を行ったりするなど職場を超えた研修により，力量形成を進めます。

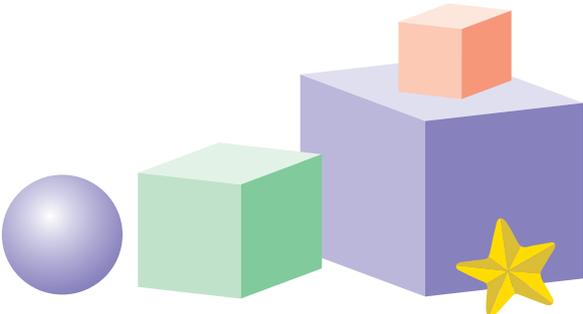
## 校種間連携の推進

教育課程や学習環境，学校生活に連続性をもたせる一貫教育を中学校区単位を基本として行うとともに，教員の学校種間の人事交流を進めます。

**新規** 一貫教育・一貫校を推進します。

**拡充** 教員の学校種間の人事交流を計画的に行います。

- ・ 新潟市における一貫教育の目指す姿，教育課程等の基本的な考え方を明らかにし，一貫教育の展開に向けた基盤づくりを進めるとともに，一貫校の設置を検討します。
- ・ 教育課程や学習環境，学校生活に連続性をもたせる指導を，中学校区単位を基本とした幼・小・中・高の連携で進めます。
- ・ 小学校に勤務していた教員が，中学校に異動して指導するというように，幼・小・中・高の学校種間を異動して指導にあたり，たくさんの現場を知る経験豊かな教員を計画的に育てます。



## 参 考 资 料

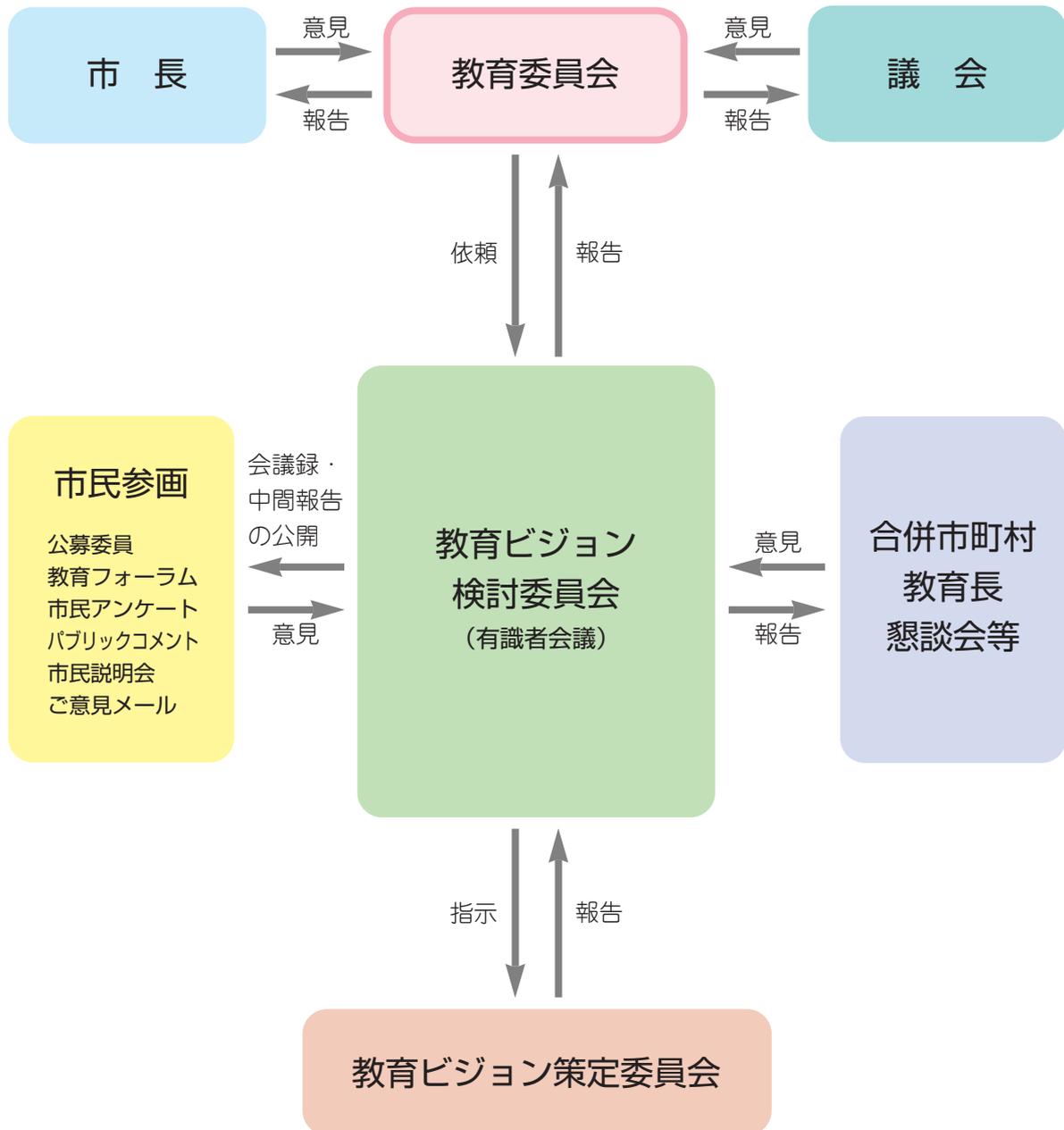


## 参考資料 1 語句説明一覧表

	語句	解説
あ	アクティブシニア世代	いわゆる団塊の世代を中心とした自分なりの価値観を大切にする世代。
い	一貫教育	例えば、小学校と中学校の9年間や中学校と高等学校の6年間を一貫した教育期間とみなし、子どもの発達段階に応じた計画的・継続的な教科指導や生徒指導を行うために、カリキュラムを再編成して教育を行うこと。
い	一貫校	一貫教育を実施する学校。小中一貫教育校、中高一貫教育校などが全国に設置されている。新潟県には、現在、村上中等教育学校や燕中等教育学校などの公立校、新潟第一中学校・同高等学校などの私立校がある。
え	ADHD	Attention-Deficit Hyperactivity Disorderの略。日本では一般に「注意欠陥/多動性障害」と訳される。不注意及び多動性・衝動性を主要な症状とする行動の障害で、社会生活や学校生活を営む上で支障が認められる状態。
え	LD	Learning Disabilityの略。日本では一般に「学習障害」と訳される。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。
え	NPO	Non Profit Organizationの略。自治体や企業などとは別に、社会貢献活動を行う営利を目的としない組織・団体。特定非営利活動法人。
が	学習障害	「LD」参照。
か	カリキュラム	「教育課程」参照。
き	基本的な生活習慣	食事・睡眠・排泄・清潔・衣類の着脱の5つが一般的で、それ以外にも、例えば、時間を守る、約束を守る、きちんとした挨拶をする、生活態度なども含む。
き	教育課程	法令に従って、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画。
き	協働	共通の目的の実現のために、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもとに協力しあうこと。

	語句	解説
く	グローバル化	世界各地の経済や文化などが、国境や人種を越えて広まっていく状態。
こ	高機能自閉症	自閉症に属する発達障害の一つ。知的発達に遅れはないが、相手の気持ちや反応を読むことが苦手、一方的な会話、交友関係づくりや変化への対応が苦手、特定の関心事に執着するなどの支障が認められる。
こ	校種間連携	例えば、中学校と高等学校の連携のように、幼稚園、小学校、中学校、高等学校など、違う学校種間での連携。
こ	高等教育機関	初等教育（小学校の教育）・中等教育（中学校と高等学校の教育）の上に続く段階の教育機関。高専・大学（短大を含む）・大学院。
こ	コミュニティ	人々が共同体としての意識を持ちながら、共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集合体。地域社会。
し	市長部局	保健福祉や都市整備など市長の権限で事務を行う市役所の担当組織をいう。条例の制定や予算の議決など自治体の意思決定を行う議会や、特定の事務について市長から一定の独立した権限をもつ教育委員会などの行政委員会及び水道局などの公営企業を除く。
し	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの児童が、落ち着いて教師の話や聞けず、友達と騒いだり教室を歩き回ったりするなどして授業が成立しない問題。
し	少人数指導	各教科の指導場面ごとに学級の枠を超えて、子どもの学習の習熟状況（習熟度別）や、興味・関心などに基づいた課題設定（課題別）などに応じて少人数の学習グループを作り授業を行うこと。
じ	情報モラル	著作権や個人情報の保護の問題やネット犯罪・マナー・ネットの特殊性の理解・好ましくない情報の選択などコンピュータの操作における問題などに対する、情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度。
し	食育	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力や食物や自然、食物の生産等にかかわる人々への感謝の心、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心などを総合的にはぐくむという観点から食に関する指導を行うこと。

	語句	解説
ち	地区スポーツ振興会	地域に密着した、きめ細かなスポーツ・レクリエーション事業を自主的に展開することにより、市民の健康維持・増進ならびに地域のつながり、連携を図る組織。小学校区を単位として、学校・PTA・体育指導員・自治会などで構成されている。
ち	注意欠陥/多動性障害	「ADHD」参照
ち	中1ギャップ	小学生から中学1年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増したりするという現象。新潟県教育委員会が名づけた。
ど	同和教育	身分差別をなくし、真に自由で平等な人間社会の建設を目的とする教育。
と	特別支援教育	従来の特設教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。
の	ノーマライゼーション	Normalization 障害者や高齢者を隔離せず、すべての人が地域で共に生活できるようにするのが当然だとする考え方。
ぱ	パートナーシップ	手を取りあって互いに助け合うこと、ある目的のために心をあわせて努力すること。提携、協力、連合。
ふ	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的な要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）。
よ	幼保一元	福祉施設である保育園と幼児教育機関である幼稚園が、それぞれの機能を活かしながら一体化していこうとする考え方。
ら	ライフステージ	人の一生を年齢などによって区切った、それぞれの段階。教員の場合は、新採用時、10年、12年経験後、20年経験後、管理職登用後などのそれぞれ経験に応じた段階を指す。



### 参考資料3 新潟市教育ビジョン検討委員会策定経過

No	開催委員会	開催年月日	協議内容等
1	第1回検討委員会 全体会	平成16年 8月2日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長選出</li> <li>・新新潟市の状況について</li> <li>・教育ビジョンの策定について</li> <li>・意見交換</li> </ul>
2	第2回検討委員会 学校教育部会	平成16年 10月18日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現状と課題」について</li> <li>・学校教育部会「協議事項について」</li> </ul>
3	第2回検討委員会 教育行政部会	平成16年 10月20日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現状と課題」について</li> <li>・教育行政部会「協議事項について」</li> </ul>
4	第2回検討委員会 生涯学習部会	平成16年 10月22日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「現状と課題」について</li> <li>・生涯学習部会「協議事項について」</li> </ul>
5	第3回検討委員会 生涯学習部会	平成16年 11月5日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習部会「協議事項について」</li> </ul>
6	第3回検討委員会 学校教育部会	平成16年 11月10日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育部会「協議事項について」</li> </ul>
7	第3回検討委員会 教育行政部会	平成16年 11月16日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育行政部会「協議事項について」</li> </ul>
8	第4回検討委員会 全体会	平成16年 12月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会報告</li> <li>・基本構想「教育行政・生涯学習・学校教育の方向」案について</li> <li>・基本構想「基本目標」について</li> </ul>
9	教育フォーラム	平成17年 1月29日（土）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調講演 「地域と学校の新たな関係づくり」</li> <li>・教育ビジョン検討委員会の状況報告</li> <li>・パネルディスカッション 「新・新潟市の教育に望むもの」</li> <li>・意見聴取「教育ビジョンに望むこと」</li> </ul>
10	第5回検討委員会 全体会	平成17年 3月28日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告①「現在までに寄せられた意見」 ②「合併マニフェスト」</li> <li>・基本構想「教育行政・生涯学習・学校教育の方向」修正案について</li> <li>・基本構想「基本目標」案について</li> <li>・基本計画について</li> </ul>

No	開催委員会	開催年月日	協議内容等
11	第6回検討委員会 学校教育部会	平成17年 4月25日（月）	・基本目標の修正について ・基本計画について
12	第6回検討委員会 教育行政部会	平成17年 4月26日（火）	・基本目標の修正について ・基本計画について
13	第6回検討委員会 生涯学習部会	平成17年 5月10日（火）	・基本目標の修正について ・基本計画について
14	第7回検討委員会 教育行政部会	平成17年 5月31日（火）	・基本計画修正案について ・重点施策について
15	第7回検討委員会 生涯学習部会	平成17年 5月31日（火）	・基本計画修正案について ・重点施策について
16	第7回検討委員会 学校教育部会	平成17年 6月1日（水）	・基本計画修正案について ・重点施策について
17	第8回検討委員会 全体会	平成17年 7月25日（月）	・8つの重点施策について ・基本構想修正案について ・基本計画記述案について
18	第9回検討委員会 全体会	平成17年 9月5日（月）	・8つの重点施策について ・基本構想，基本計画について ・中間発表会について
19	中間発表会	平成17年 11月12日（土）	・中間報告 ・意見聴取「ビジョンに望むこと」 ・講演「学校と地域社会の連携」
20	パブリックコメント	平成17年 11月14日～ 12月15日	・中間報告に対するパブリックコメント手続き実施
21	第10回検討委員会 全体会	平成18年 1月16日（月）	・中間発表会とパブリックコメントを受けた「基本構想」「基本計画」「重点的な取組」修正案について
22	教育委員と検討委員 との意見交換会	平成18年 2月20日（月）	・教育ビジョンについての意見交換
23	第11回検討委員会 全体会	平成18年 3月27日（月）	・「基本構想」「基本計画」「重点的な取組」について

## 参考資料4 新潟市教育ビジョン検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新・新潟市におけるに（仮称）新潟市教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の基本構想・基本計画について検討するため、（仮称）新潟市教育ビジョン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する。

- (1) 教育ビジョンの基本構想・基本計画に関する事項
- (2) 教育ビジョン立案及び調整に関する事項
- (3) その他教育ビジョンに関する重要な事項

### (組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる委員その他委員長が必要と認める者をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 大学教官
- (2) 小中養護学校の校長
- (3) 各種機関・組織等の関係者
- (4) 公募による者

### (任期)

第4条 委員の任期は、検討委員会終了までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は検討委員会を統轄し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき又はかけたときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。

### (会議)

第6条 検討委員会は、委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときは、当該審議事項に関係のある委員のみで開催することができる。

### (部会)

第7条 委員会に別表第2に掲げる部会を置く。

2 部会は、別表第2に掲げる部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、部会を統轄し、別表第2に掲げる部会の事務を掌理し、所掌事務にかかる資料等を委員長に提出するものとする。

4 部会長に事故があるとき又はかけたときは、副部会長がその職務を代行する。

### (事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、学校教育部総務課企画室内に置く。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

## 参考資料5 新潟市教育ビジョン検討委員会名簿

平成17年4月1日現在

No	全体会	部 会	氏 名	所 属 等
1	委員長		荒川 正昭	大学入試センター理事長
2	副委員長	教 育 行 政 部 会	部会長 生田 孝至	新潟大学教育人間科学部学部長
3			副部会長 清水 義晴	ネットワークプロデューサー
4				元中央教育審議会委員
5				新潟小学校長
6				名古屋女子大学文学部教授
7				前新潟少年サポートセンター長
8				市政創造推進担当部長
9	副委員長		生 涯 学 習 部 会	部会長 齋藤 勉
10		副部会長 雲尾 周		新潟大学教育人間科学部助教授
11				フリーアナウンサー
12				公募委員
13				中央公民館事業ボランティア
14				市青少年育成委員会会長
15				宇都宮大学生涯学習教育研究センター教授
16	副委員長	学 校 教 育 部 会	部会長 大浦 容子	新潟大学教育人間科学部教授
17			副部会長 梅田 優子	県立新潟女子短期大学幼児教育学科助教授
18				県立高等養護学校長
19				烏屋野中学校長
20				新潟市小中学校PTA連合会長
21				公募委員

## 新潟市教育ビジョン

平成18年3月

編集・発行 新潟市教育委員会

〒951-8550 新潟市学校町通1番町602番地1

電話：025-228-1000（内）3211

F a x：025-223-5656

Eメール：[somu.ed@city.niigata.lg.jp](mailto:somu.ed@city.niigata.lg.jp)

